

厚生労働省群馬労働局発表
令和 7 年 10 月 31 日

報道関係者 各位

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課

監督課長 大石 奈津生

荷主特別対策担当官 相澤 敏和

(電 話) 0 2 7 - 8 9 6 - 4 7 3 5

トラック運転者を使用する事業場に対する 令和 6 年の監督指導等の状況を公表します

厚生労働省群馬労働局（局長 上野康博）は、県内の労働基準監督署が、令和 6 年にトラック運転者を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙 1 参照）

令和 6 年の監督指導の概要

- 監督指導を実施した事業場は 84 事業場。
うち、労働基準関係法令違反が認められたのは、71 事業場 (84.5%)。
また、改善基準告示*違反が認められたのは、48 事業場 (57.1%)。
※ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）
- 主な労働基準関係法令違反事項は、
①労働時間 (33.3%)、②割増賃金の支払 (15.5%)、③医師による面接指導等 (2.4%)。
- 主な改善基準告示違反事項は、
①最大拘束時間 (45.2%)、②総拘束時間 (29.8%)、③連続運転時間 (21.4%)、④休息期間 (20.2%)。

群馬労働局及び県内の労働基準監督署では、引き続き、トラック運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令や改善基準告示の周知・啓発に努めるとともに、法令等の違反の疑いがある事業場に対しては、監督指導を実施するなど、トラック運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

なお、令和 4 年 12 月 23 日の改善基準告示の改正に伴い、群馬労働局・労働基準監督署のメンバーによる「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。（別紙 2 - 2 参照）

（別紙 1）トラック運転者を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和 6 年）

（別紙 2 - 1）自動車運転者の「改善基準告示」等の主な改正内容（令和 6 年 4 月 1 日適用）

（別紙 2 - 2）発着荷主等に対する要請の取組

（別紙 2 - 3）発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット

1 監督指導の状況

(1) 監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

監督実施 事業場数	労働基準 関係法令違反 事業場数	主な違反事項		
		労働時間	割増賃金	医師による面接 指導等
84	71 (84.5%)	28 (33.3%)	13 (15.5%)	2 (2.4%)

<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
		最大拘束 時間	連続運転 時間	休息期間	総拘束 時間	最大運転 時間
84	48 (57.1%)	38 (45.2%)	18 (21.4%)	17 (20.2%)	25 (29.8%)	12 (14.3%)

<注> 最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間
総拘束時間：1か月当たりの拘束時間、最大運転時間：1日及び1週間当たりの運転時間

(3) 令和4年から令和6年までの3年間における監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。

	令和4年	令和5年	令和6年
監督実施 事業場数	89	78	84
労働基準 関係法令違反事業場数	79 (88.8%)	65 (83.3%)	71 (84.5%)
改善基準告示 違反事業場数	58 (65.2%)	48 (61.5%)	48 (57.1%)

2 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

トラック運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

	令和4年	令和5年	令和6年
労働基準監督機関 から通報した件数	12	14	5
労働基準監督機関 が通報を受けた件数	14	31	20

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

トラック運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【令和6年の監督指導の事例】

事例

長時間労働の疑いのある事業場に対して監督指導を実施

概 要

- 複数のトラック運転者について、分担することが困難なルート配送を担当した結果、自動車運転者が、36協定で定めた時間外労働の上限時間（月115時間）を超え、最長で1か月当たり144時間の違法な時間外労働が認められた。
- トラック運転者の総拘束時間が、1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定が締結されていないにもかかわらず、月284時間を超えており、改善基準告示に違反する運行が認められた。
- 割増賃金として、いわゆる固定残業代を支払っていたものの、法定の割増賃金に満たない金額であった事実が認められた。

労基署の対応

- 36協定で定めた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第32第1項・第2項違反（労働時間）

- 1箇月の総拘束時間が284時間を超えていたことについて是正勧告した。

指導事項

改善基準告示違反（最大拘束時間）

- 固定残業代を支払っていたものの、時間外労働に対する割増賃金の算定に当たって、基本給以外の賃金を、割増賃金を計算する際の基礎となる賃金に算入せずに計算していたことから、法定の割増賃金未満の支払いを行っていたことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条第1項（割増賃金）

指導後の会社の取組

- 運転者ごとに業務内容の見直しや変更を行った上で、適正に労働時間を管理し、さらに、乗務時間数を制限する取組を行ったことで、36協定の範囲内の時間外労働・休日労働とするよう対応した。
- 出庫時刻を調整して、荷待ち等の待機時間を減らし、さらに、分割休息の特例の活用や休日労働を抑制、業務の分散化を図り、拘束時間を縮減した。
- 固定残業代の制度を廃止し、また、タイムカードと運転日報による労働時間の管理に加えて、残業申請も行わせることで時間外労働を適正に把握し、法定の計算方法により算出した割増賃金を支払うよう改めた。

自動車運転者の「改善基準告示」等の主な改正内容 (令和 6 年 4 月 1 日適用)

	1日の休息期間	1日の拘束時間	年・月の拘束時間	その他
トラック 	【改正前】 継続 8 時間以上 【改正後】 継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限 ※宿泊を伴う長距離運送の場合、 8 時間下限が週 2 回まで可 。 その場合、運行終了後 12 時間以上 を確保。	【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週 2 回以内 【改正後】 原則13時間以下、 最大 15 時間 14時間超は週 2 回までが目安 ※宿泊を伴う長距離運送の場合、 16時間が週 2 回まで可 。	【改正前】 (原則) 月 293 時間以内 (例外) 月 320 時間以内 【改正後】 (原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 284 時間以内 (例外) 年 3,400 時間以内 かつ 月 310 時間以内 ※ 1 月の時間外・休日労働が 100 時間未満となるよう努める	・予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設) (その他個別の規定あり)
タクシー 	【改正前】 継続 8 時間以上 【改正後】 継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限	【改正前】 原則13時間以下、最大16時間 【改正後】 原則13時間以下、 最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安	【改正前】 月 299 時間以内 (日勤) 【改正後】 月 288 時間 以内 (日勤)	・予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設)
バス 	【改正前】 継続 8 時間以上 【改正後】 継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限	【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週 2 回以内 【改正後】 原則13時間以下 最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安	【改正前】 (原則) 週65時間以内(4 週平均) (例外) 週71.5時間以内 (同上) ※月換算で 原則281 (例外 309) 時間 【改正後】 (原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 281 時間以内 (例外 ※貸切バス等乗務者の場合) 年 3,400 時間以内 かつ 月 294 時間以内 など ※ 4 週平均の基準も選択可	・予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設) ・軽微な移動が生じた場合の特例 (新設)

※ 自動車運転の業務に係る上限規制については以下のとおり。

⇒ 時間外労働：年960時間以下（令和 6 年 4 月 1 日適用）

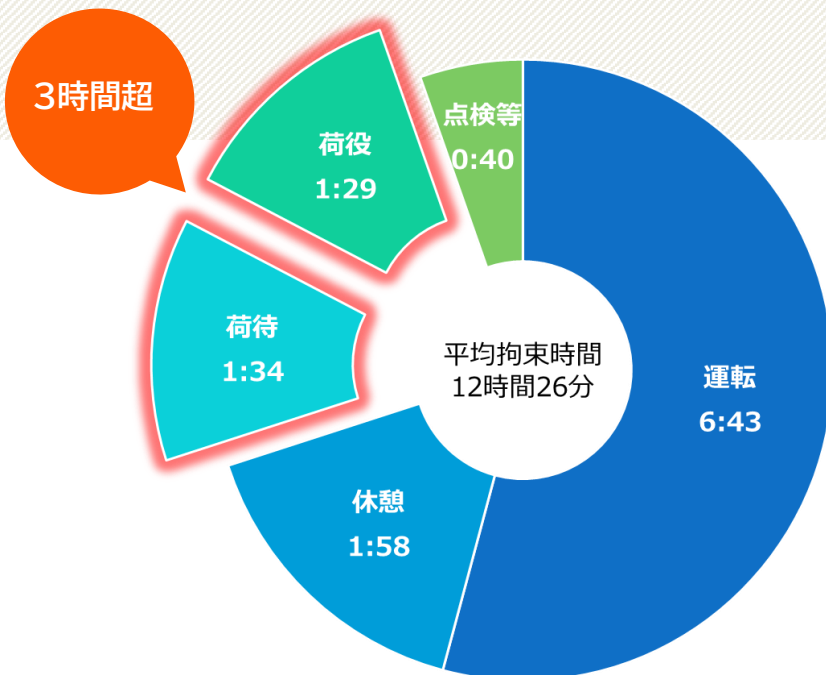
STOP!



長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動
になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



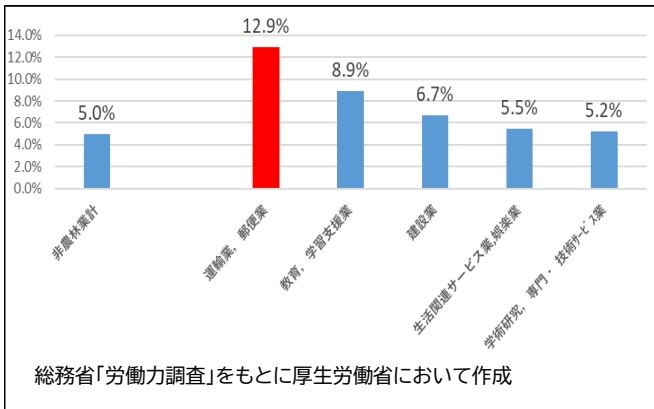
出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。



他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

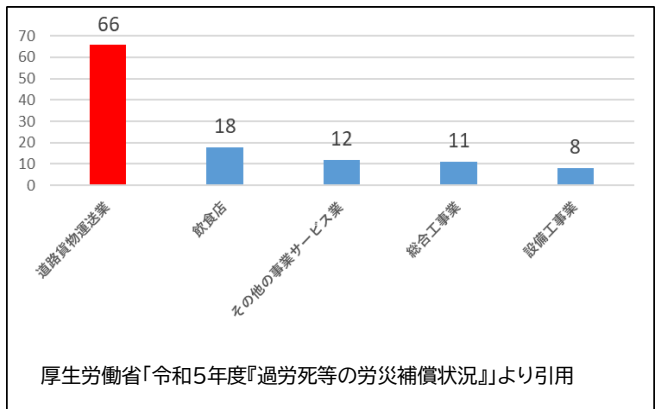
月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（R5年、上位業種）



※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数（R5年度、上位業種）



道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。



このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。

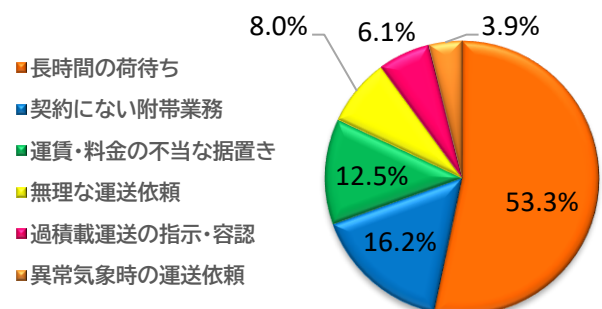


トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約にない附帯業務」を合計すると、約7割を占めます

こうした状況を踏まると、発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。

何も対策をしなければ、
2030年には34%の輸送力が不足するかもしれません。

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為※の割合（R6.6.30時点）



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1

長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入(発着荷主共通)
- ・パレット等の活用(発着荷主共通)
- ・納品リードタイムの確保(着荷主)
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定(発荷主) など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月)



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しましょう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内」



2

改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「トラック輸送の新たな
「標準的運賃」が
告示されました」



「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。

こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主(発荷主・着荷主)と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。

また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、
物流の生産性向上・適正化に向けた
「改正物流法」についてご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「改正物流法」について



お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。

ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		